

直傳靈氣師範・師範格ガイドライン

このガイドラインは、国内・海外で活動されている師範・師範格の方々を対象に、直傳靈氣の指針をより包括的にわかりやすくお伝えし、ご周知いただくため直傳靈氣研究会がまとめたものです。ガイドラインの内容は定期的に見直しをさせていただきます。内容は多岐にわたりますが、最後までご精読を賜りますようお願いいたします。

1. インターネット媒体の使用について

オンライン動画媒体の使用/SNS への投稿について

今日、直傳靈氣研究会発足当時とは比較にならぬほど手軽に利用できるようになったインターネット媒体をご使用される際の注意事項を明確化させていただきます。直傳靈氣研究会では伝統的な靈氣を大切に正しく後世にお伝えするべく尽力しております。その点を十分にご理解いただき、インターネットでの情報発信は慎重をお願いいたします。

① オンライン動画を使つての活動 (Zoom、YouTube 他) で禁止させていただく事項

- (1) 直傳靈氣のカリキュラムのいかなる部分に関わらず講義内容を公開すること
- (2) 印、呪文等を公開すること
- (3) 実践部分 (血液交換法、発靈法、性癖治療、遠隔靈氣) の手順をデモンストレーションして見せること
- (4) テキストや直傳靈氣から配布された資料 (ご自身の日本語修了証を含む) を公開すること
- (5) 臼井先生、林先生の時代の重要資料 (当時の写真や修了証、五戒の軸等) を公開すること
- (6) オンラインを使った靈授

そもそもオンラインを介した靈授の方法 (遠隔靈授) はありませんが、直傳靈氣の名のもとに「オンライン靈授 (遠隔靈授)」がなされた事例を2件確認しております。

- (7) 遠隔靈氣の施術に際し、Zoom 等のオンライン接続をしながら行うこと

インターネットをつないだ状態で施術をすることで、あたかも遠隔靈氣には媒体としてオンライン接続が必要であるかのような誤解さえ与えかねません。コンサルテーションのため等施術前、施術後のオンラインでのやり取りは可としますが、施術を始める時点で接続を切断してください。

② Facebook、Instagram、Twitter 等の SNS、ご自身のホームページ、ブログ等への投稿・掲載を禁止させていただく事項

- (1) 印、呪文、言霊、直傳靈氣研究会から拝受された臼井先生、林先生、千代子先生の写真等、資料写真を含む一切の教材
- (2) 五戒の軸/ 額/ 扇の全景が写っている写真
セミナー会場や施術場所に設置されている五戒が写真の背景に意図せず写り込んでしまっている場合がありますので投稿の際にはご注意ください。背景等にある場合、厳密には五戒の軸、額、扇全景、文字部分の3分の2以上が隠れていることをご確認ください。遠景であっても全体像が写り込んでいる場合は、五戒部分をぼかす等写真の修正をしてください。
- (3) 師範系統図ポスター
師範を対象に販売している師範系統図
- (4) 講義内容を公開するおそれのある写真
(例：印が描かれたホワイトボードが写り込む等)
集合写真、ベッドを使う手当て施術の練習や靈氣回し、靈氣送りの写真は許容範囲としますが、性癖治療や遠隔治療の練習、血液交換法や発靈法の練習風景の写真は不可とします。
- (5) 修了証の写真
写真の背景等に写り込んでいる場合はぼやかす等写真の修正をしてください。英語の修了証はご自身の資格提示として必要な場合以外はお控えください。
- (6) 直傳ヒーリングセンター京都・東京内で撮影された写真や動画
集合写真、直傳靈氣研究会から公開を許可されたものは除きます。
- (7) DVD「山口千代子物語」の動画、直傳靈氣オリジナル CD の山口千代子先生の五戒奉唱の音声(ご自身作成の動画のBGMとしての使用であっても禁止)、またその DVD や CD に付属の冊子の内容

インターネットは非常に便利なものには違いありませんが、直傳靈氣の普及には教える側、学ぶ側のふれあいが重要な要素であることを心にお留め置きいただき、インターネットというツールに頼りすぎることなく対面を基本とした活動にご尽力ください。ご自身の生徒さんにも上記のガイドラインの項目をご周知ください。

2. セミナー開催に関する詳細事項

セミナーの開催に関し、以下の項目を詳細に規定させていただきます。

セミナー受講料について

① 受講料の設定

- (1) 直傳靈氣研究会が定める受講料を課すこと。ご自身の判断で料金を変更しないでください。
- (2) 海外でセミナーを開催される場合、その国に定められた受講料を課すこと。不明な場合は直傳靈氣研究会にお問い合わせの上ご確認ください。
- (3) 受講料が設定されていない国で開催する場合は直傳靈氣研究会にご相談ください。日本の料金に沿って料金を設定いたします。

② 受講料(海外)の見直し

- (1) 直傳靈氣研究会では2年毎(2022年4月、2024年4月、…)に受講料を見直し、検討した上で、通貨変動やインフレ等に応じて、必要に応じて料金を改定します。日本での料金を基に設定します。※日本では消費税の変動以外に金額を変更することはありません。

③ 受講料の割引の禁止

- (1) 学生割引、友達割引、早割、ペア割、団体割引等様々な名目で受講料の割引がなされる事例を見受けがありました。独自の判断による受講料の割引は他の師範や修了者、また受講を考える人たちの混乱の原因ともなるため、一貫性、公平性を保つ面からも受講料の割引はいかなる理由であれ一切禁止とさせていただきます。

④ 旅費、その他経費追加可否について

ご自身の地域以外の場所でセミナーを開講される際の、移動にかかる費用をセミナー受講料に上乗せすることの可否についてのご質問の増加に伴い、以下のように定めさせていただきます。

(1) 旅費の追加

国内で教える場合：不可

海外で教える場合：可

但し、旅費の追加分は受講料と分けて明確に提示すること。追加料金の目安はセミナー再受講料の1講座分(1パート分)程度とする。(例：受講生1人当たり5500円程度)

(2) 旅費以外の経費の追加

上記「海外で教える場合の旅費」を除き、いかなる経費も受講料に追加することは、国内・海外に関わらず禁止とさせていただきます。

これらは海外でセミナーを開催することを推奨しているものではありません。セミナーはご自身の基盤になる地域で開催し、そこで修了者へのアフターフォローを行うことが基本であることを念頭に置いてください。

セミナーに関する基準について

⑤ 未成年の受講に関して

未成年者のセミナー受講の年齢制限を以下のように定めさせていただきます。

- (1) 受講は13歳以上であること。18歳以下の場合は親/保護者(すでに前期・後期を修了していることが必要)が同伴参加されること。セミナーを教える師範・師範格が本人の親/保護者である場合も可です。
- (2) 海外の場合、国により「未成年」の定義は異なりますが、日本を基準にして上記年齢制限に従ってください。
- (3) 13歳未満の方が妥当な理由で受講を必要とされる場合は直傳靈氣研究会にご連絡いただき判断を仰いでください。

⑥ セミナー受講者数の制限について

各セミナーの受講者の最大人数を以下のように設定させていただきます。

- (1) 師範・師範格が1人でセミナーをする場合、1回のセミナーにつき受講者は6人まで(再受講生を含む)。
- (2) 7人以上になる場合は、最低1人(師範格以上)に助手として手伝ってもらうこと。助手が1人参加される場合は1セミナーに受講者を10人まで受け入れ可とします。
- (3) 11人以上(16人まで)になる際は最低2人(師範格以上)の助手が参加される場合は可。
- (4) 16人を超えたセミナーは禁止。(※山口忠夫代表、フランク・アジャバ・ペッター代表代行は、師範セミナーのための再受講者等、多くを受け入れることが必要なためこれに該当しません)

⑦ 各レベルの靈授の回数変更禁止

- (1) 師範格・師範テキストにあるように、前期・後期での靈授の回数は前期で3回、後期で2回の計5回と定められています。各自の判断で靈授の回数を変えることはできません。

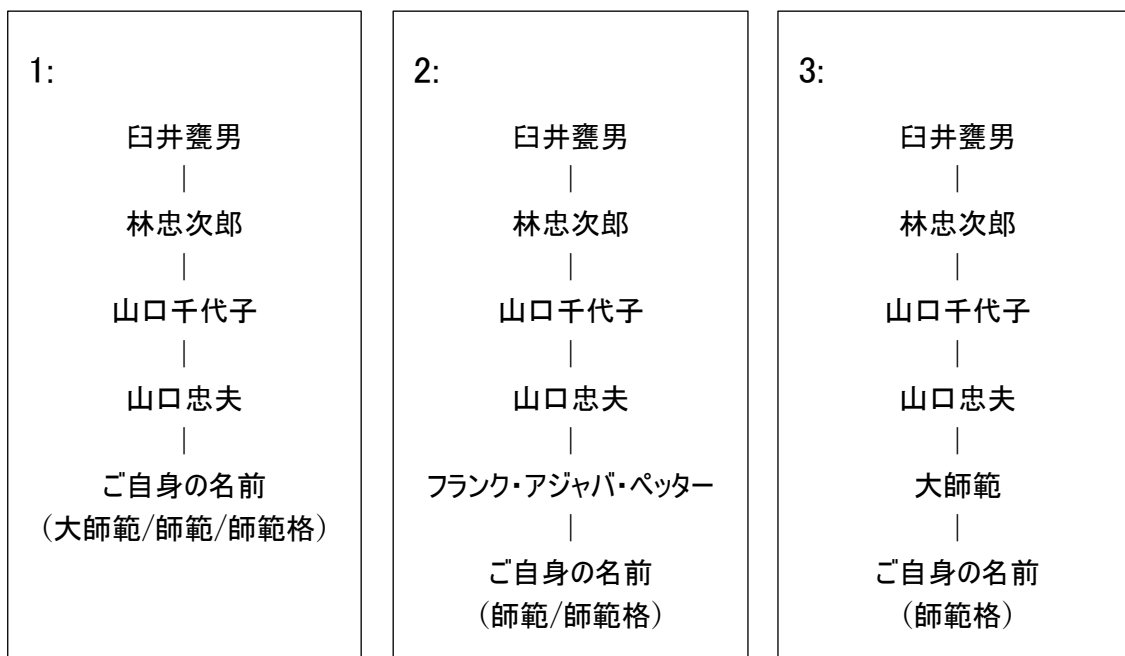
3. ご自身とご自身のセミナーを宣伝するためのガイドライン

以下は師範・師範格ご自身のセミナーの宣伝活動に、直傳靈氣の商標(トレードマーク、ロゴ)、名称、直傳靈氣の系統図をご提示される際のガイドラインです。

① 直傳靈氣の系統図の使用に関するガイドライン

- (1) 直傳靈氣の師範系統図に名前を載せることができるのは師範格以上(師範格、師範、大師範)とします。下記に示された3つの中で該当するものがご自身の系統図とな

ります。



(2) 施術者(前期・後期修了)の段階では直傳靈氣の師範系統図には該当しないため、前期・後期段階の修了者によるホームページ、チラシ他にご自身を含めた系統図の掲載は不可である旨、ご自身の生徒さんたちにもご周知ください。生徒さんには「師範の〇〇先生から習った。そしてその師範はこの系統図のこの位置に属している」とご提示いただくことをお勧めします。

直傳靈氣の商標、名称の使用について

直傳靈氣の名称、商標、ロゴマークをご自身の活動にご利用される際には以下のことにご留意ください。これまでこの件でお問い合わせいただいた方には、ここにある内容と若干異なるご案内をしたこともあるかもしれませんが、今回、以下のようにガイドラインとして明確化いたしますので、今後はそちらに従っていただきますようお願いいたします。特にこれまである程度の期間、活動をされてきた方々はこの機会にご自身のホームページやオンラインでのご発信をお見直しいただき、ガイドラインに沿わないものにつきましては修正、削除をお願いいたします。

② 直傳靈氣の名称・ロゴ使用に関するガイドライン

- (1) 直傳靈氣の名称・ロゴ(「直傳靈氣(縦書き・横書き)」「Jikiden Reiki」)はすべて直傳靈氣研究会(日本)が商標権を所有しております。
- (2) 直傳靈氣セミナーを受講された方はご自身の直傳靈氣の施術を「直傳靈氣の施

術」の名のもとに行えます。

(3) 直傳靈氣セミナーを受講された方は、直傳靈氣施術者として認められます。

ご自身のビジネス名、ドメイン(URL)、メールアドレス、SNSのアカウント名として直傳靈氣の名称の使用を希望される際には以下のガイドラインに従ってください。

以下は、師範・師範格の一個人があたかも直傳靈氣公認の団体(組織、協会)や支部、また一つの都市(例:東京)等特定の地域を代表する師範(または師範格)であるかのような誤解を招き混乱をきたすことがないように規定するものです。

- (4) 直傳靈氣の名称をビジネスに使う際、「直傳靈氣 with 山田太郎」のようにご自身の名前と共に使うことは可とします。但し、個人を示すためなので姓のみは不可とします。以下(6)(9)(10)についても同様です。
- (5) 「地域名＋直傳靈氣」というビジネス名での宣伝活動は不可です。(例:大阪直傳靈氣等)
- (6) 地域名を入れる必要がある場合、「直傳靈氣＋地域名＋氏名」であれば可。
- (7) 直傳靈氣の名称を「学校(スクール)」「研究会」「アカデミー」「センター」「協会(アソシエーション)」等、公認団体であるかのような誤解を招く語を伴って名乗ることは不可。
- (8) 「直傳靈氣＋ご自身の名前以外の語」(例:ハッピー直傳靈氣等)の使用もお避けいただきたいところですが、現時点では可・不可の線引きが難しく、今後の要検討課題として決まり次第のご案内とさせていただきます。現時点でお使いの(また使おうとされている)名称がこれに該当するか否かを懸念される場合、直傳靈氣研究会にご相談ください。
- (9) 直傳靈氣の名称をご自身のSNS名やSNSアカウントに使う際、ご自身の名前と合わせた使用であれば可とします。(例:facebook.com/JikidenReiki_with_Taro_Yamada)
- (10) 直傳靈氣の名称をご自身のメールアドレスに使用される場合も同様にご自身の名前と合わせた使用は可とします。(例:JikidenreikiwithTaroYamada@outlook.com)
- (11) 直傳靈氣の名称を文章の見出しに使用される場合は、直傳靈氣®または Jikiden Reiki®のように登録商標の®をつけてください。ホームページにロゴを載せる場合は直傳靈氣研究会の公式ホームページのリンクをお貼り付けください。
- (12) 直傳靈氣のロゴの使用は師範格以上にのみ許可されています。前期・後期を修了した段階ではどのロゴも使用は不可とさせていただきます。生徒さんにもご周知ください。
- (13) 師範・師範格個人が直傳靈氣研究会認定の支部として名乗ることはできません。「直傳靈氣認定師範・師範格」という語をお使いください。
- (14) 直傳靈氣の活動と共に他の系統のレイキや他のヒーリング手法の宣伝活動をされて

いる方は、混乱を避けるため、直傳靈氣の宣伝活動には別のホームページを立ち上げる、もしくはホームページ内でページをはっきりと区別してください。

(15) ハッシュタグ直傳靈氣(#直傳靈氣 #JikidenReiki 等)を使用する場合、混乱を避けるため、他の系統のレイキや他のヒーリング手法の内容を含む投稿はしないでください。

このガイドラインが、今後、皆さまのご活動で何らかの決定を下される際のご判断の指針としていただければ幸いです。ご質問等ございましたら、お気軽に直傳靈氣研究会 (office@jikiden-reiki.com)までお問い合わせください。また、疑問点等が出てきましたら師範・師範格同士だけで話し合われると、さらなる混乱のもととなりかねません。何か不明な点等ございましたら直傳靈氣研究会に直接ご連絡をいただけますようお願いいたします。

ご協力ありがとうございます。

ver.1.1
